

佐賀県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月6日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第77号

佐賀県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例
(佐賀県薬事審議会設置条例の一部改正)

第1条 佐賀県薬事審議会設置条例（昭和36年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>薬事法</u> （昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、佐賀県薬事審議会（以下「審議会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、佐賀県薬事審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部改正)

第2条 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 食品 全ての飲食物（ <u>薬事法</u> （昭和35年法律第145号）に規定する医薬品 <u>及び</u> 医薬部外品を除く。）をいう。 (2)～(7) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 食品 全ての飲食物（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、 <u>医薬部外品及び再生医療等製品</u> を除く。）をいう。 (2)～(7) 略

(佐賀県食品衛生条例の一部改正)

第3条 佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第1（第1条の2関係）</p> <p>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 食品取扱施設等における衛生管理</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) そ族及び昆虫対策</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、営業施設内の食品取扱者等及び薬品の使用者の健康に配慮するとともに、<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）の規定により承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用すること。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1（第1条の2関係）</p> <p>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 食品取扱施設等における衛生管理</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) そ族及び昆虫対策</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、営業施設内の食品取扱者等及び薬品の使用者の健康に配慮するとともに、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）の規定により承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用すること。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。